

天塩町ちょっと暮らし施設利用規約

(利用者の範囲)

1. 当施設は、天塩町へ「移住による定住」または「二地域居住」を目的とした方の利用に限ります。
2. 利用者は、「天塩町ちょっと暮らし施設利用規約」に同意した上で所定の「天塩町ちょっと暮らし施設利用・応募用紙」を記入後、応募していただいた方に限ります。

(使用上の義務)

3. 使用に際しては、公衆道徳を重んじ、管理者の指示に従って下さい。
4. 使用者の故意又は過失により、施設又は器具等を棄損又は滅失したときは、管理者の指示に従って弁償していただくことがございます。

(使用の制限)

5. 使用しようとする方又は使用者が次に掲げる事項に該当するときは、その使用を許可しない又はその許可を取り消します。
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。暴力団員又は集团的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある人。
 - ・ 暴力団員を同伴した方又は暴力団員を紹介して施設を使用させた人。
 - ・ 公安、風俗を害するおそれのあるとき。
 - ・ 建物、その他付属施設を毀損するおそれのあるとき。
 - ・ 施設の管理運営上支障のあると認めるとき。
 - ・ 営利を目的とする商行為をするとき。
 - ・ 管理者が定める条例又は規則に違反したとき。
6. 施設の管理運営上支障がある場合は、施設の全部又は一部の使用を制限することがあります。

(予約、申請、許可)

7. 利用の申込み等は、下記により取り扱います。
 - ・ 予約は、ご記入した「天塩町ちょっと暮らし施設利用・応募用紙」にて受付いたします。
 - ・ 正式な申込みは、「天塩町移住定住促進住宅使用許可申請書」により使用申請を受理し、使用許可書を交付いたします。
 - ・ 予約、使用申請の受付期間は、原則として使用しようとする期間の初日の1週間前までとし、3ヶ月以上前の予約・使用申請は受付しません。使用の取消し、使用日の変更等も同様とします。
 - ・ 受付は、月曜日から金曜日（但し、祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時までを原則とします。
 - ・ 使用開始後の使用日の変更等は、特別の事由があると認められる方のみとします。但し満室等により変更できないことがあります。
 - ・ 変更等による使用料の増減は、精算により処理します。

(使用料について)

8. 使用料については、パンフレットに記載された料金を、入居前に納付いただきます。夏期・冬期料金の区分並びに1週間単位の使用料となりますので、各区分に従って納付いただきます。1月を越え使用する場合は、月暦（1月単位）により使用料を前納することとなります。

(利用上の取扱い)

9. 使用を下記のとおり取り扱います。

- ・ 鍵のお渡し、受け取りは、原則、役場開庁時、午前8時30分～午後5時15分までとします。
- ・ 寝具、洗面用具は、生活雑貨、日用品等をご持参下さい。
- ・ 掃除等を含め使用期間中の部屋は、自己の責任において管理願います。
- ・ 貴重品等を含め所持品も同様に自己の責任において管理願います。盗難等による被害には当施設では一切責任を負いません。
- ・ 食事は、自炊等により賄って下さい。尚、自炊設備（台所・ガスコンロ）は、取り扱いに注意し、後片付けにご協力願います。
- ・ 施設の風呂は、共用となり、使用される際には「使用中」の表示板を掲出してください。
- ・ 車で来所される方は、狭いですが駐車場を用意していますので、申し出下さい。但し、自己の責任において管理願います。事故・盗難等の責任について当所では一切責任を負いません。
- ・ ガスの元栓の確認等、火気には十分注意願います。
- ・ 節電、節水等にご協力願います。
- ・ ゴミは各部屋に設置してある「ごみガイドブック」を参考に分別し、所定の場所に決められた曜日にお出し願います。（※ゴミ袋につきましては、有料となっております。各自、必要な種類をお買い求めください。）
- ・ その他、共同で使用する物は大切に取り扱いして下さい。

(禁止事項)

10. 使用に際しては、次に掲げる事項を禁止します。

- ・ 寝たばこや歩きながら喫煙すること。（※施設内は原則禁煙とします。喫煙される場合は、当施設裏玄関の簡易喫煙所をご利用ください）
- ・ ペットや危険物等の所持及び持ち込み。
- ・ カラオケ機器等の使用及び持ち込み。
- ・ その他、他の使用者に対する迷惑行為等、管理者が運営管理上支障があると認めたもの。